

令和 8 年第 1 回 秩父別町議会定例会会議録 目次

令和 8 年 3 月 1 0 日 (火)

日程	議案番号	議 件 名	頁
1		会議録署名議員の指名	1
2		会期の決定	1
3		諸般の報告	1
4		行政報告	2
5		所管事務調査の報告（広報公聴常任委員会）	6
6	承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて [令和 7 年度秩父別町一般会計補正予算（第 7 号）について]	6
7	議案第 2 号	令和 7 年度秩父別町一般会計補正予算（第 8 号）について	7
8	議案第 3 号	令和 7 年度秩父別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について	11
9	議案第 4 号	令和 7 年度秩父別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について	11
10	議案第 5 号	令和 7 年度秩父別町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について	12
11	議案第 6 号	令和 7 年度秩父別町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）について	13
12	議案第 7 号	令和 7 年度秩父別町農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）について	14
13		令和 8 年度秩父別町行政執行方針	別掲
14		令和 8 年度秩父別町教育行政執行方針	別掲
15	議案第 8 号	秩父別町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の設定について	15
16	議案第 9 号	秩父別町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の設定について	16
17	議案第 1 0 号	特別職の非常勤職員及びその他公務に従事する者の報酬額、費用弁償額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例の設定について	17
18	議案第 1 1 号	職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定について	22
19	議案第 1 2 号	秩父別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について	23
20	議案第 1 3 号	秩父別町有住宅使用に関する条例の一部を改正する条例の設定について	23
21	議案第 1 4 号	秩父別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の設定について	26
22	議案第 1 5 号	秩父別町農業集落排水処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の設定について	27
23	議案第 1 6 号	秩父別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について	28
24	議案第 1 7 号	令和 8 年度秩父別町一般会計予算について	29
25	議案第 1 8 号	令和 8 年度秩父別町国民健康保険事業特別会計予算について	29
26	議案第 1 9 号	令和 8 年度秩父別町後期高齢者医療特別会計予算について	29

27	議案第20号	令和8年度秩父別町介護保険特別会計予算について	29
28	議案第21号	令和8年度秩父別町簡易水道事業会計予算について	29
29	議案第22号	令和8年度秩父別町農業集落排水事業会計予算について	29

令和8年第1回秩父別町議会定例会会議録

開催年月日 令和8年3月10日（火曜日）

開催場所 秩父別町議会議場

開催時刻 午前10時00分

出席議員（9名）

9番	大野	敬	君	8番	藤岡	浩文	君
1番	松永	徹	君	2番	金子	利生	君
3番	眞島	秀樹	君	4番	岡崎	稔	君
5番	中西	伴浩	君	6番	寺迫	公裕	君
7番	早川	正剛	君				

欠席議員（なし）

出席説明員

町長	澁谷	信人	君	副町長	竹内	剛	君
教育長	早川	聡	君	総務課長	中野	慎司	君
会計管理者	内山	潔	君	建設課長	笹木	雄介	君
住民課長	塩地	勇夫	君	産業課長	大山	達美	君
企画課長	北垣	慎二	君	教育次長	成瀬	義弘	君
農委事務局長	植田	一至	君	農委会長	吉田	光博	君
代表監査委員	蓑口	洋次	君				

欠席説明員（なし）

出席職員

事務局長

書記

宮本幹夫君

北俊紀君

議事日程及び議件

別紙議案のとおり

会議録署名議員

3番

4番

眞島秀樹君

岡崎稔君

議 事 の 経 過

(開会宣言)

議 長（大野君）

ただ今から、令和8年第1回秩父別町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(日程第1 会議録署名議員の指名)

議 長（大野君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、3番 眞島秀樹議員、4番 岡崎稔議員を指名します。

(日程第2 会期の決定)

議 長（大野君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月12日までの3日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議ないものと認めます。

よって会期は、本日から3月12日までの3日間に決定いたしました。

(日程第3 諸般の報告)

議 長（大野君）

日程第3、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長（宮本君）

諸般の報告をいたします。今期定例会に町長から付議されました事件は、承認第1号の1件、議案第2号から第26号までの25件でございます。次に議員から提出された意見案が1件ございます。

また、議長からの付議事件として、所管事務調査の申し出についてがご

ございます。

なお、教育委員会教育長から、秩父別町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書、監査委員からは、指定管理者並びに指定管理施設の監査結果及び1月から3月までに実施いたしました例月出納検査の結果が提出されております。

写しをお手元に配付しておりますので朗読を省略いたします。

以上でございます。

議 長（大野君）

次に、私からの報告ですが、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

（日程第4 行政報告）

議 長（大野君）

日程第4、町長から行政報告があります。 町長。

町 長（澁谷君）

本日、第1回町議会定例会を招集いたしましたところ、融雪期を迎え営農の春作業が始まる中で、さらに年度末で何かとお忙しい中、全議員のご出席をいただき誠に有難うございます。

1月13日の第1回町議会臨時会以後の行政執行の主要な事項についてご報告申し上げます。

始めに、職員の動静についてご報告申し上げます。

この3月31日をもって、産業課の青木主事補が退職いたします。

青木主事補は、令和2年3月に滝川西高等学校を卒業後、専門学校を経て、令和6年4月に役場に奉職され、住民課と産業課で勤務をいただきました。

2年間の勤務でありましたが、この度一身上の都合により退職したいとこのことであり、本人の意志を受け入れ退職を承認した次第であります。

まだ、様々な分野へチャレンジできる年齢でありますので、青木君の今後のご活躍をお祈りさせていただきます。

次に、職員の新規採用について申し上げます。

この4月1日付けで、一般事務職1名と保健師1名を採用いたします。

一般事務職は、中央西町内にお住まいで、この春、深川西高等学校を卒業された五島 颯希さんを、保健師は、深川市のご出身で、滝川高等学校を経て、今月末に名寄市立大学を卒業予定の篠原 瑞歩さんを採用いたします。

お2人とも職員採用試験を優秀な成績で合格した方であり、今後の活躍に期待を申し上げるところであります。

また、4月から北空知衛生センター組合に職員1名を2年間派遣いたしますが、現在組合との協議を進めながら、人選を進めているところであります。

以上申し上げます、職員の動静についての報告といたします。

次に、車椅子の寄贈について申し上げます。

1月19日、秩父別中学校生徒会の代表2名と町内の早川新聞販売店様を通じて、旭川地方道新会様から車椅子1台を、ご寄贈いただきました。

この車椅子は、秩父別中学校の生徒の皆さんが最後の地域活動として、北海道新聞社、販売店、地域の方々と協力して行ったリングプル回収運動の交換品で、早川新聞販売店様のご推薦により本町に寄贈されたものであります。

有難く採納させていただき、町の公共施設で有効に活用させていただく次第であります。

旭川地方道新会様には、これまでも車椅子4台をご寄贈いただいております、度重なるご厚意に厚くお礼を申し上げますとともに、リングプル回収運動にご協力いただきました、秩父別中学校生徒の皆さん、早川新聞販売店様並びに、旭川地方道新会様の益々のご健勝とご発展をお祈り申し上げます。

以上、寄附の採納についての報告とさせていただきます。

最後に、建設工事等の入札結果についてご報告申し上げます。

1月21日に執行いたしました、2件の入札結果について申し上げます。

秩父別町特定公共賃貸住宅あさひ団地電気設備更新工事ほか1件の工事を発注しておりますが、概要につきましてもお手元に資料を配付しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上申し上げます、行政報告とさせていただきます。

議 長（大野君）

次に、教育長から行政報告があります。 教育長。

教 育 長（早川君）

教育行政報告として、始めに令和8年4月に開校する義務教育学校「秩父別学園」の児童生徒数及び学級編制について、3月1日現在の状況をご報告申し上げます。

小学校にあたる前期課程につきましては、普通学級の在籍予定児童数は、1年生15名、2年生10名、3年生9名、4年生11名、5年生16名、6年生が16名となります。

また、特別支援学級につきましては、知的、情緒、言語の3学級に児童5名在籍となり、前期課程の全学級数は9学級、全児童数は今年度と比較して3名減の82名となります。

次に、中学校にあたる後期課程につきましては、普通学級の在籍予定生徒数は、7年生が17名、8年生が18名、9年生が8名となります。

また、特別支援学級につきましては、知的、情緒の2学級に生徒4名在籍となり、後期課程の全学級数は5学級、全生徒数は今年度と比較し2名減の47名となります。

最後に、教職員数についてですが、義務教育学校への移行に伴い、校長は1名、教頭は前期・後期課程にそれぞれ1名配置となります。前期課程には一般教諭10名、養護教諭1名、事務職員1名、後期課程には一般教諭10名、養護教諭1名、事務職員1名が配置される予定となります。

さらに、校長1名減に対する補充として、前期課程に一般教諭1名の追加配置を予定しており、加えて、前期課程には校長及び教頭を補佐する主幹教諭が配置される予定であります。この結果、前期・後期課程の教職員総数は昨年度と同数の29名の配置数となる見込みであります。

次に、令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について申し上げます。

本調査は、全国の小・中学校が児童生徒の体力・運動能力や運動習慣、生活習慣などを把握・分析することにより、学校における体育・健康等に関する指導の改善に役立てることを目的として実施しているものでありま

す。

本町においても、昨年5月から7月にかけて、小学5年生と中学2年生を対象として、握力、50メートル走や立ち幅跳びなど8種目の実技調査と、運動に対する意識や運動習慣等についての質問紙調査を実施いたしました。

本町の状況ですが、全ての実技種目の成績を合計した体力合計点を見ますと、小学校の男子は全国平均を3.3ポイント、女子は2.3ポイント下回る結果となりました。

一方、中学校の男子は全国平均を4.1ポイント、女子は1.7ポイント上回る結果となりました。

また、種目別では、小学校の男子は8種目中、ソフトボール投げ、反復横跳び、上体起こしの3種目で全国平均を上回り、女子は立ち幅跳びと長座体前屈の2種目で全国平均を上回る結果となりました。

中学校の男子は、8種目中ハンドボール投げ、反復横跳びや50メートル走などの7種目で全国平均を上回り、女子はハンドボール投げ、握力や20メートルシャトルランなどの6種目で全国平均を上回りました。

次に、質問紙調査のうち「体育の授業は楽しいですか」という問いに対する回答では、「楽しい」と「やや楽しい」を合わせると、小学校の男子・女子ともに100%、中学校の男子は100%、女子は80%という回答結果でした。

全国平均と比較しますと、小学校の男子は5.6ポイント、女子は11.9ポイント上回りました。

一方、中学校の男子は6.9ポイント上回り、中学校女子は4.2ポイント下回る結果となりました。

小・中学校では、子どもたちの体力・運動能力向上のため、組織的な授業改善や望ましい生活習慣の確立など粘り強く取り組みを進めていただいているところであり、引き続き、こうした取り組みの充実を図ることが必要であると考えております。

教育委員会といたしましては、今回の結果を踏まえ、これまでの取り組みの更なる改善・充実を図り、本町の子ども達が、運動やスポーツを通じて体力・運動能力を高め、生涯にわたって幸福で豊かな生活を実現するための基礎を培うことができるよう、学校、家庭、地域、行政が一体となっ

た効果的な取り組みを推進してまいります。

学校関係者や保護者の方々はもとより、広く町民の皆様のご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げ、令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の報告といたします。

議 長（大野君）

以上で行政報告を終わります。

（日程第5 所管事務調査の報告）

議 長（大野君）

日程第5、所管事務調査の報告をします。眞島広報公聴常任委員会委員長の報告を求めます。

委 員 長（眞島君）

別紙により報告

議 長（大野君）

ただ今の報告に対して、何かご意見はございませんか。

（ありませんの声）

ご意見がないようですので、所管事務調査の報告は報告済みといたします。

（日程第6 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて[令和7年度秩父別町一般会計補正予算(第7号)について]」

議 長（大野君）

日程第6、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて [令和7年度秩父別町一般会計補正予算（第7号）について]」を議題とします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（中野君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

これより、承認第1号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

（ありませんの声）

質疑なしと認めます。よって、承認第1号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

（日程第7 議案第2号「令和7年度秩父別町一般会計補正予算（第8号）について」）

議 長（大野君）

日程第7、議案第2号「令和7年度秩父別町一般会計補正予算（第8号）について」を議題とします。

本件に対しまして、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（中野君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

これより、議案第2号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。 岡崎議員。

4 番（岡崎君）

20ページの予防費、委託料。750万円の減額となっておりございますけれども、この人間ドック・各種健診、予防接種というふうに説明にございますけれども、それぞれの程度減額になったのか、お知らせいただきたいと思っております。

議 長（大野君）

住民課長。

住民課長（塩地君）

今の岡崎議員の質問でございましてけれども、人間ドック、予防接種の減額についての金額でございまして、人間ドックにつきましては88万円程

度、住民健診につきましては112万円程度、予防接種につきましてはですね、小児定期が180万円、あとインフルエンザが60万円、高齢者のコロナが170万円といった内容でございます。

議 長（大野君）
岡崎議員。

4 番（岡崎君）
これはあくまでも実績がそうだったということですね。

議 長（大野君）
住民課長。

住民課長（塩地君）
はい、仰せのとおりです。

4 番（岡崎君）
分かりました。

議 長（大野君）
よろしいですか。

4 番（岡崎君）
はい。

議 長（大野君）
他に質疑はございませんか。 藤岡議員。

8 番（寺迫君）
18ページの7目自治振興費の7節報償費の中のふるさと納税返礼品の5,100万円なのですが、大変ふるさと納税、納税額も増えて有難い話なのですが、お米の返礼品がほとんどだというふうに伺っていますが、秩父別

で返礼品他にもたくさん用意しているはずなのですが、その辺の実績等を教えていただけますか。

議 長（大野君）
企画課長。

企画課長（北垣君）

ふるさと納税の返礼品についてでございますが、議員おっしゃるとおりお米がほとんどでございます。

本来であればトマトジュース、そういった部分も設けたいところではあったのですが、昨今の生産者の不足によりまして、ふるさと納税にまわす部分ができないという状況でございます。

その他の品物としましては、北いぶきさんのメロンとか、あと塩谷さんで作っておりますビーフジャーキー、そういった部分がありますが、実績としましてはほぼほぼわずかとなってきますので、大した数字にはならないのですが、確かメロンにつきましては100件ほどばかり寄附の実績がございます。以上でございます。

議 長（大野君）
よろしいですか。

8 番（藤岡君）
有難うございます。

議 長（大野君）
他に質疑はございませんか。 松永議員。

1 番（松永君）
20 ページ、農業振興費 18 節の農業団体等研修費補助金とありますが、今回は執行がなかったということなのですけれども、どういうのを想定しているものなのでしょうか。

議 長（大野君）
産業課長。

産業課長（大山君）

各団体の研修費でございますけれども、様々な農業団体等を、商業団体もあるかと思いますが、それらの道内の研修、もしくは道外の研修にかかる費用を要綱に定めておりますので。

ちなみに最近の、今年の、令和7年度の実績はなかったのですが、近年でいいますと、令和5年と令和6年、それぞれ5万円の支出の実績がございます、この5万円の支出というのはいずれもJA青年部の空知支部の道外研修の費用ということで執行しております。以上でございます。

1 番（松永君）
分かりました。

議 長（大野君）
よろしいですか。

1 番（松永君）
はい。

議 長（大野君）
他に質疑はありませんか。

（なしの声）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第2号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案どおり可決いたしました。

(日程第8 議案第3号「令和7年度秩父別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について」)

議 長 (大野君)

日程第8、議案第3号「令和7年度秩父別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について」を議題とします。

本件に対しまして、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長 (塩地君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

これより、議案第3号に対するの質疑に入ります。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

(なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第3号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案どおり可決いたしました。

(日程第9 議案第4号「令和7年度秩父別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について」)

議 長 (大野君)

日程第9、議案第4号「令和7年度秩父別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（塩地君）

別紙議案により説明

議長（大野君）

これより、議案第4号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。

（ありませんの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第4号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案どおり可決いたしました。

（日程第10 議案第5号「令和7年度秩父別町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」）

議長（大野君）

日程第10、議案第5号「令和7年度秩父別町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（塩地君）

別紙議案により説明

議長（大野君）

これより、議案第5号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これにて、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第5号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案どおり可決いたしました。

(日程第11 議案第6号「令和7年度秩父別町簡易水道事業会計補正予算(第2号)について」)

議 長 (大野君)

日程第11、議案第6号「令和7年度秩父別町簡易水道事業会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長 (笹木君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

これより、議案第6号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第6号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案どおり可決いたしました。

(日程第12 議案第7号「令和7年度秩父別町農業集落排水事業会計補正予算(第2号)について」)

議 長 (大野君)

日程第12、議案第7号「令和7年度秩父別町農業集落排水事業会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長 (笹木君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

これより、議案第7号に対するの質疑に入ります。質疑はございませんか。

(ありませんの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第7号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案どおり可決いたしました。

(日程第13 令和8年度秩父別町行政執行方針)

議 長 (大野君)

日程第13、町長から令和8年度秩父別町行政執行方針を伺います。

町長。

町 長（澁谷君）

別紙「令和8年度秩父別町行政執行方針」により朗読

（日程第14 令和8年度秩父別町教育行政執行方針）

議 長（大野君）

日程第14、教育長から令和8年度秩父別町教育行政執行方針を伺います。

教育長。

教 育 長（早川君）

別紙「令和8年度秩父別町教育行政執行方針」により朗読

議 長（大野君）

午後1時30分まで休憩いたします。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後1時29分

再開をいたします。

（日程第15 議案第8号「秩父別町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の設定について」）

議 長（大野君）

日程第15、議案第8号「秩父別町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の設定について」を議題とします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住 民 課 長（塩地君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

これより、議案第8号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

(なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第8号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案どおり可決いたしました。

(日程第16 議案第9号「秩父別町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の設定について」)

議 長 (大野君)

日程第16、議案第9号「秩父別町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の設定について」を議題とします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 企画課長。

企画課長 (北垣君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

これより、議案第9号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

(なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第9号は原案どおり決定することにご異議あり

ませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案どおり可決いたしました。

(日程第17 議案第10号「特別職の非常勤職員及びその他公務に従事する者の報酬額、費用弁償額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例の設定について」)

議 長 (大野君)

日程第17、議案第10号「特別職の非常勤職員及びその他公務に従事する者の報酬額、費用弁償額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長 (中野君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

これより、議案第10号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。 眞島議員。

3 番 (眞島君)

ただ今のご説明にあったのですけれども、農業委員さんの報酬、これについて一律から今度は基本給、そして実績報酬と分かれるわけなのですよね。

これ実績報酬ということは、それぞれ農業委員さんの、何て言うのですか、仕事の内容に準じて配分すると、そんなような形で理解してよろしいのでしょうか。

そうすると、1人1人の農業委員さんの報酬額が変わる。ちょっとその辺、ちょっとお聞かせを願いたい。

議 長 (大野君)

植田局長。

農業委員会事務局長（植田君）

眞島議員のご質問にお答えします。

法律で3つ、3点追加されてですね、今までの任意業務から必須業務として農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進というものを必須業務と、農業委員会等に関する法律で定められました。

それによって、本町補助金といいますか、交付金いただいているのですが、その交付金いただくにあたって、その実績報酬に関して明確に条例で定めなければならないとなつてございまして、基本報酬と実績報酬ということで、分けて報酬を支給するということになっておりまして、厳密に言うと、眞島議員ご指摘のとおり実績に応じて報酬を支給するということになってございます。以上です。

議長（大野君）

眞島議員。

3 番（眞島君）

ちょっとあんまり頭いいので理解しかねるところあるのですが、すると例えば予算書でも後で出てくると思うのですが、ほぼ今までの支給額と変わらないような金額になるのですけれども。

そうしたら個人個人、委員さんの活動の仕方によって差があるということ、あくまでも皆さん1年後には同じ報酬額というか、その辺はどんなふうになるのですか。

議長（大野君）

植田農業委員会局長。

農業委員会事務局長（植田君）

先程申したのですが、厳密に活動に応じて実績を交付するのですが、現状ではあまり変わらないと考えてございます。以上です。

議 長（大野君）
よろしいですか。

3 番（眞島君）
はい。

2 番（金子君）
関連。

議 長（大野君）
関連で。 金子議員。

2 番（金子君）

ちょっと私が間違っていたら、またご指摘をいただきたいのですけれどね。

これ農林水産省のやつで、令和2年に何かこう、農業委員会の改革についてということで、提案というか、あるのですけれども、これ農業委員の報酬なので、ここに農業委員会の会長もいらっしゃってですね、農業委員会の中では十分議論をされたのだらうと思うのですけれども、この中で農業委員さんの報酬について水準、報酬水準の引き上げを検討するものというふうにあるのですよ。

それで、今眞島議員もおっしゃったのですけれども、令和7年と8年の議員報酬、議員報酬じゃない、農業委員会報酬、同額、同じなのですよね。

それで先程も話題になりましたけれども、出た方と出ない方と差が出るってということは、全体的な報酬の引き上げにはつながらないというふうに思うのですけれども、その辺の見解を1つと、それと私がこの議案出た時に、ちょっといくつかの農業委員会調べたのですけれども、月額報酬は据え置いて、あっせん報酬ですか、あっせん報酬を月額報酬に上積みをして支給している農業委員会も結構あるはずなのですけれども、何でそういう選択をしなかったのかっていうのをちょっとお聞かせいただきたいと思い

ます。

議 長（大野君）
町長。

町 長（澁谷君）

今の金子議員、眞島議員のご質問でございますけれども、まず基本的にはどの委員さんも年額報酬は変わらないという理解です。

というのは、この条例に書いてあるとおり、予算の範囲内で町で定めるということで、上限額減りますので、その上限額超さないというか、例えば会長であれば3万円ですか、実績の。3万円という活動ではあり得ないと思っておりますので、必ずそれを超える活動していただいておりますので。

ですから、上限額は必ずいくと。全員がそういう考えでおりますので、全員が同じ額が支給されるということを考えております。

それから、この近辺の農業委員会の委員の報酬で、その現行の、例えば5万1千円に対して、さらに実績報酬上乘せしているというところは正直確認できておりません。

2 番（金子君）
引き上げているところは。

町 長（澁谷君）
ないと思っております。

議 長（大野君）
よろしいですか。

2 番（金子君）
はい。

議 長（大野君）

他に。 藤岡議員。

8 番（藤岡君）

農業委員の今の下の方の、1番下の鳥獣害対策実施隊員と緊急銃猟の従事員の件についてお伺いしたいと思います。

秩父別では人的な被害は報告されていないというふうに理解をしておりますが、全国的に大きな被害が頻発しているというようなことで、このような金額等々の対応になっているのかなと思います。秩父別においても緊急銃猟に対応できるような方も何人かいらっしゃるというふうに思っておりますけれども、この実施隊員、それと従事員、秩父別の場合は実際対応される予定の方は何人いらっしゃるのか、対象者っていうのかな、その辺教えていただきたいと思います。

議長（大野君）

産業課長。

産業課長（大山君）

鳥獣の被害の対策実施隊員と、あと今回提案させていただきました緊急銃猟従事員ですが、既存の鳥獣被害対策実施隊員は今のところ3名おまして、そのうち2名が銃の許可を持っている者でございます。

ただ、この鳥獣被害対策実施隊員というのは熊ではなくて、主に鹿の巡回・捕獲ということを目的にしております。

それに対しまして、今回提案させていただきました緊急銃猟の従事員につきましては、ヒグマの対応を考えておりまして、こちら同じく町内在住で銃の許可を持っている北空知猟友会の会員さん4名を想定しているところでございます。以上でございます。

議長（大野君）

よろしいですか。

8 番（藤岡君）

はい、有難うございます。

議 長（大野君）

他に質疑はありませんか。

（なしの声）

ないようですので、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 10 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号は原案どおり可決いたしました。

（日程第 18 議案第 11 号「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定について」）

議 長（大野君）

日程第 18、議案第 11 号「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定について」を議題とします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（中野君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

これより、議案第 11 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

（ありませんの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 11 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号は原案どおり可決いたしました。

(日程第 19 議案第 12 号「秩父別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について」)

議 長 (大野君)

日程第 19、議案第 12 号「秩父別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について」を議題とします。

本件に対し、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長 (塩地君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

これより、議案第 12 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

(なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 12 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号は原案どおり可決いたしました。

(日程第 20 議案第 13 号「秩父別町有住宅使用に関する条例の一部を改正する条例の設定について」)

議 長（大野君）

日程第 20、議案第 13 号「秩父別町有住宅使用に関する条例の一部を改正する条例の設定について」を議題とします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長（笹木君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

これより、議案第 13 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。 金子議員。

2 番（金子君）

町有住宅というふうに扱うのですけれども、入居していただく方は、年齢制限は設けない。

年齢制限というか、今ある高齢者住宅とか、そういうふうに高齢者に限って入居を認めるとか、そういう制限は設けますか、設けませんか。

議 長（大野君）

建設課長。

建設課長（笹木君）

設けません。

議 長（大野君）

金子議員。

2 番（金子君）

それじゃあ、町有住宅なので、例えばサラリーマンの方が入って、給料が上がっていても、所得に対する住宅料の値上げはないっていうことでよろしいですか。

議 長（大野君）
建設課長。

建設課長（笹木君）
金子議員のお見込みのとおりです。

議 長（大野君）
よろしいですか。

2 番（金子君）
はい。

議 長（大野君）
他に質疑はございませんか。 岡崎議員。

4 番（岡崎君）
参考のために聞かせてください。この対照表にあります23-6という
のは、ちなみにどこの町有住宅なのですか。

議 長（大野君）
ちょっと待ってください。 建設課長。

建設課長（笹木君）
お待たせしました。駅前にある団地です。

議 長（大野君）
駅前ということですがけれども、場所は。

建設課長（笹木君）
補足としまして、駅前にある三角屋根の団地になります。単身のもの
なっています。

議 長（大野君）
よろしいですか、岡崎議員。

4 番（岡崎君）
はい。

議 長（大野君）
他に質疑はございませんか。
（なしの声）
ないようですので、これで質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論はございませんか。
（ありませんの声）
討論なしと認めます。これで討論を終わります。
お諮りいたします。議案第 13 号は原案どおり決定することにご異議あり
ませんか。
（異議なしの声）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第 13 号は原案どおり可決いたしました。

**（日程第 21 議案第 14 号「秩父別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の
設定について」）**

議 長（大野君）
日程第 21、議案第 14 号「秩父別町簡易水道事業給水条例の一部を改正
する条例の設定について」を議題とします。
本件に対して、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長（笹木君）
別紙議案により説明

議 長（大野君）
これより、議案第 14 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませ
んか。 寺迫議員。

6 番（寺迫君）

ちょっと教えてもらえますか。水道の企業会計ではあれですか、内税も外税も別に規約っていうか、決まりはないのでしょうか。消費税の。

議 長（大野君）

建設課長。

建設課長（笹木君）

決まりはないのですが、今まで、従前の条例には消費税が入っている・入っていないという文言がなかったため、今回条例改正に伴いまして、あくまで条例を、入れたものとして明文化し、この条例は課税されたものということに分かるようにして、整理しております。

議 長（大野君）

よろしいですか。いいですか。

6 番（寺迫君）

はい。

議 長（大野君）

他に質疑はございませんか。

（なしの声）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第14号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案どおり可決いたしました。

(日程第 22 議案第 15 号「秩父別町農業集落排水処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の設定について」)

議 長 (大野君)

日程第 22、議案第 15 号「秩父別町農業集落排水処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の設定について」を議題とします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長 (笹木君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

これより、議案第 15 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

(ありませんの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 15 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号は原案どおり可決いたしました。

(日程第 23 議案第 16 号「秩父別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について」)

議 長 (大野君)

日程第 23、議案第 16 号「秩父別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について」を議題とします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 企画課長。

企画課長（北垣君）

別紙議案により説明

議長（大野君）

これより、議案第 16 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

（ありませんの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 16 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 16 号は原案どおり可決いたしました。

**（日程第 24 議案第 17 号「令和 8 年度秩父別町一般会計予算について」、
日程第 25 議案第 18 号「令和 8 年度秩父別町国民健康保険事業特別会計予算について」、
日程第 26 議案第 19 号「令和 8 年度秩父別町後期高齢者医療特別会計予算について」、
日程第 27 議案第 20 号「令和 8 年度秩父別町介護保険特別会計予算について」、
日程第 28 議案第 21 号「令和 8 年度秩父別町簡易水道事業会計予算について」、
日程第 29 議案第 22 号「令和 8 年度秩父別町農業集落排水事業会計予算について」）**

議長（大野君）

日程第 24、議案第 17 号「令和 8 年度秩父別町一般会計予算について」、

日程第 25、議案第 18 号「令和 8 年度秩父別町国民健康保険事業特別会計予算について」、

日程第 26、議案第 19 号「令和 8 年度秩父別町後期高齢者医療特別会計予算について」、

日程第 27、議案第 20 号「令和 8 年度秩父別町介護保険特別会計予算について」、

日程第 28、議案第 21 号「令和 8 年度秩父別町簡易水道事業会計予算について」、

日程第 29、議案第 22 号「令和 8 年度秩父別町農業集落排水事業会計予算について」、

以上 6 件を一括議題といたします。

各会計の概要について、説明を求めます。最初に一般会計予算について説明をお願いします。 総務課長。

総務課長（中野君）

別紙議案により説明

議長（大野君）

次に、国民健康保険事業特別会計予算について説明をお願いします。 住民課長。

住民課長（塩地君）

別紙議案により説明

議長（大野君）

次に、後期高齢者医療特別会計予算について説明をお願いします。 住民課長。

住民課長（塩地君）

別紙議案により説明

議長（大野君）

次に、介護保険特別会計予算について説明をお願いします。 住民課長。

住民課長（塩地君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

次に、簡易水道事業会計予算について説明願います。 建設課長。

建設課長（笹木君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

次に、農業集落排水事業会計予算について説明願います。 建設課長。

建設課長（笹木君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

以上で、各会計予算の説明を終わります。

お諮りいたします。議案第 17 号から議案第 22 号までの 6 件の議案審議にあたっては、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することにしたいと存じます。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、本件につきましては、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定いたしました。

（延会宣言）

議 長（大野君）

お諮りいたします。本日の会議はこの程度に留め、延会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

明日、3月11日午後4時30分から本会議を再開しますので、定刻まで

にご参集願います。ご苦労様でした。

延 会 午後 2 時 18 分